

愛南町地域福祉計画策定業務 仕様書

1. 業務名

愛南町地域福祉計画策定業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

3. 業務の目的

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るため、令和9年度から令和14年度までを計画期間とする愛南町地域福祉計画の策定を行う。

この計画は、愛南町の保健福祉関連計画、男女共同参画プラン等の各分野別計画と整合性を図る、福祉における総合計画である。地域福祉に係る町内の資源や住民意向を把握し、「自助、共助、公助」の連携を図りながら町民が共に支えあうまちづくりを推進するための指針となる計画とすることを目的に策定する。

4. 業務の内容

(1) 基礎データの整理・分析・ヒアリング

計画策定の前提として、以下の基礎データの整理・分析を行う。

- ・国や県等の福祉制度の動向、上位計画の把握
- ・本町概要、人口や世帯等の社会情勢の変化や福祉資源の状況
- ・情報提供・相談・ケアマネジメントの体制、生活支援サービス全般の状況
- ・ボランティア活動、社会福祉協議会等の民間福祉活動の状況

(2) アンケート調査の集計・分析

住民同士の支え合いや助け合い、見守り、地域活動・ボランティア活動への参加状況等に関する現状を把握することを目的に、一般町民1,000人を対象にアンケート調査を行う。

- ア 調査票の設問設計支援
- イ 回収した調査票のデータ入力
- ウ データの集計・分析

単純集計及びクロス集計を行う。

※宛名シールの提供は町が行い、調査票の発送（封入、封緘、宛名貼り等）は受託者が行う。

※調査用封筒、調査票の印刷費並びに調査票の発送、返送に関する郵送費は受託者の負担とする。

(3) 関連計画・施策の把握と調整

地域福祉関連の現行施策の状況や問題点を整理し、今後の施策方針等を把握する。同時期で策定される高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び障がい福祉計画との調整を

図る。また、社会福祉協議会及び関係団体との懇談会（ヒアリング）を2回実施する。

(4) 課題の抽出と計画骨子案の作成

課題を踏まえた上で福祉施策の基本理念を明らかにし、施策の目標・体系を取りまとめた計画骨子案を作成する。

(5) 計画素案の作成と取りまとめ

計画骨子案を基に素案を作成し、懇話会の意見を反映させていながら計画案としてとりまとめる。

(6) 福祉関係計画策定懇話会の運営支援（3回予定）

福祉関係計画策定懇話会に3回オブザーバーとして出席する。

懇話会原稿資料作成、進行の助言、要約議事録の作成等を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案に関して町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

5. 成果品

(1) アンケート結果報告書 1部

(2) 計画書

・ A4判、4色刷、約100ページ

(3) 概要版

・ A4判、4ページ、デザイン、編集

(4) 上記に関連するデータ一式

6. その他

(1) 本業務で作成された成果品の著作権は愛南町に帰属するものとする。

(2) 業務の遂行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の取り扱いには十分留意し、業務終了後は、速やかにすべてのデータ等を破棄及び処分すること。また、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録をしていること。

(4) 本業務は、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、国、県及び他市町の情報等を吸収しながら業務を進行する必要がある。そのため、愛媛県内自治体の地域福祉計画策定実績を有していること。

(5) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、実施するものとする。